

**改正**

平成13年7月2日教委規則第10号

平成19年12月25日教委規則第5号

平成20年6月27日教委規則第7号

平成21年3月27日教委規則第3号

平成23年3月28日教委規則第4号

平成24年12月27日教委規則第12号

平成30年3月28日教委規則第1号

令和元年6月20日教委規則第2号

令和2年4月13日教委規則第8号

刈谷市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、刈谷市生涯学習センター条例（平成13年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

**第2条** 生涯学習センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

施設	休館日
南部生涯学習センター	1 月曜日
	2 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
北部生涯学習センター	1 水曜日
	2 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
中央生涯学習センター	1 毎月第1月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌日
	2 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

**第3条** 南部生涯学習センター及び北部生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとし、中央生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(利用の申請)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により、センターの利用許可を受けようとする者は、刈谷市生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、北部生涯学習センターのメインホールについては利用日の属する月前1年から利用日前20日までに、北部生涯学習センターの多目的ホールについては利用日の属する月前1年から利用日の前日までに、中央生涯学習センターの展示ギャラリーについては利用日の属する月前1年から利用日前7日までに、その他の施設については利用日の属する月前3月から利用日の前日までに行わなければならない。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

**第5条** 委員会は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市生涯学習センター利用許可書（様式第2号）を交付する。

(利用許可の変更)

**第6条** 前条の規定によりセンターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可事項の変更をしようとするときは、刈谷市生涯学習センター利用変更申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市生涯学習センター利用変更許可書（様式第4号）を交付する。

(利用の取消し)

**第7条** 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、速やかに刈谷市生涯学習センター利用取消届（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(利用の申請等の特例)

**第8条** 第4条の規定にかかわらず、刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則（平成13年教育委員会規則第9号）第3条の規定により登録を受けた者は、同規則第1条の予約案内システム（以下「予約案内システム」という。）により利用の申請をすることができる。

2 予約案内システムにより利用の申請をした者が許可事項の変更をしようとするとき又は利用の取消しをしようとするときは、当該変更の申請又は取消しの届出を予約案内システムにより行わ

なければならない。

(使用料の還付)

**第9条** 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その全額を還付する。

- (1) 委員会が条例第5条第1項第3号又は第4号の規定により利用許可の取消しをし、又は利用の停止を命じたとき。
- (2) 利用者が利用日前3日までに利用許可の変更の申請をし、又は取消しの届出をしたとき。

(入館の制限等)

**第10条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者
- (2) 建物、設備等に損害を加え、又は加えるおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

**第11条** 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、センター内外の秩序を保持するため、必要に応じ整理員を置くこと。
- (2) 所定場所以外において飲食をし、若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。
- (4) 許可を受けないでセンター内において物品を展示し、又は販売しないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱等に貼紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) その他管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月21日から施行する。ただし、この規則に基づくセンターの利用の手續に関する規定は、平成13年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う利用の申請の特例)

- 2 当分の間、第4条第2項中「利用日の属する月前1年から利用日前20日まで」とあるのは「利用日前1月から利用日前20日まで」と、「利用日の属する月前1年から利用日の前日まで」とあり、及び「利用日の属する月前3月から利用日の前日まで」とあるのは「利用日前7日から利用日の前日まで」と、「利用日の属する月前1年から利用日前7日まで」とあるのは「利用日前14

日から利用日前7日まで」とする。

**附 則**（平成13年7月2日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の還付については、第1条（中略）の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年12月25日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規則に基づく北部生涯学習センターの利用の手続に関する規定は、平成20年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例施行規則に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、同規則の規定の例により、この規則の施行前に行うことができる。

**附 則**（平成20年6月27日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規則に基づく中央生涯学習センターの利用の手続に関する規定は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 中央生涯学習センターの管理を行わせるものを選定する手続は、刈谷市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成20年教育委員会規則第5号）の規定の例により、この規則の施行前に行うことができる。

**附 則**（平成21年3月27日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則**（平成24年12月27日教委規則第12号）

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

**附 則**（平成30年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年6月20日教委規則第2号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**（令和2年4月13日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた利用等の申請について適用し、同日前に行われた利用等の申請については、なお従前の例による。



刈谷市生涯学習センター利用許可書

年 月 日

申請者 住 所  
氏名又は団体名  
代表者氏名  
電話番号

刈谷市教育委員会 印

次のとおり許可します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
使用料	施設	備考					
	設備						
	合計						

当日にこの許可書を提示してください。

様式第3号（第6条関係）

刈谷市生涯学習センター利用変更申請書

年 月 日

刈谷市教育委員会

申請者 住 所  
氏名又は団体名  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり変更したいので申請します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
区分	変更前	変更後	差引額	備考			
使用料	施設						
	設備						
	合計						



様式第4号（第6条関係）

刈谷市生涯学習センター利用変更許可書

年 月 日

申請者 住 所  
氏名又は団体名  
代表者氏名  
電話番号

刈谷市教育委員会 印

次のとおり変更を許可します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
区分	変更前	変更後	差引額	備考			
使用料	施設						
	設備						
	合計						

当日にこの許可書を提示してください。

刈谷市生涯学習センター利用取消届

年 月 日

刈谷市教育委員会

届出者 住 所  
氏名又は団体名  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり取り消したいので届出します。

施設名	利用日	利用時間	取消理由		金額
	利用目的		催し物名		
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額
当日責任者			電話番号		
集合人員			入場料		
区分	取消前	取消後	差引額	備考	
使用料	施設				
	設備				
	合計				